

# 平成26年度 国立大学法人北海道教育大学 年度計画

平成26年3月31日 文部科学大臣届出

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】 入学者受入の方針，学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針を確立し，明確な成績評価基準に基づいた教育を実施し，学位を授与する。

○ 教員養成課程の共通プログラムの策定を踏まえた学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針について検証を行うと共に，学科の学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針について検証を開始する。

○ 求められている教員養成の高度化に向けた修士課程の在り方，既設専修の改革及び学科設置に伴う新たな専攻設置に向けた改組案を検討する。

○ 専門職学位課程においては，学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針に基づいたカリキュラムの改善案を作成する。

【2】 教養教育を改善し，入学前教育，補習教育，初年次教育とともに体系的に実施する。

○ 教員養成課程の新しい教養教育を実施するための準備を行う。

○ 平成26年度設置の学科及び平成27年度以降の教員養成課程に係る入学前教育について検証し，実施にあたっての必要な措置を講ずる。

【2-2】 北海道地区の国立大学と連携し，教養教育を充実させる。

○ 北海道地区の国立大学と連携して，教養教育のトライアルを実施する。

【3】 単位の実質化を実現するために，CAP制，GPA制度，シラバスの作成と活用，厳格な成績評価等の一体的運用を推進する。

○ 学修成果の把握を行うための調査研究を実施する。

【3-2】 学長直轄の外部委員会を設置し，授業評価及び教育課程評価を行うことにより，北海道教育委員会等のステークホルダーと密接に協力し教育課程改革を促す仕組みを構築する。

○ ステークホルダーの声を取り入れた教育課程改革を促す仕組みと外部委員会を含めた体制について検討する。

【4】 学士課程において，へき地・小規模校教育，特別支援教育，食育，理数科教育，環境教育，小学校外国語活動，地域支援実践等，北海道の特色を活かしながら特色ある教育内容を重点的に推進するとともに，専門職学位課程及び学校臨床心理専攻を中心に，教育現場のニーズを反映した教育内容・方法を実現する。

○ 教員養成の共通プログラム策定に合わせて特色ある教育内容・方法を策定する。

○ 専門職学位課程において，平成27年度に予定されているコース再編に向けた，より教育現場のニーズを反映したカリキュラム，授業の改善について検討する。

○ 学校臨床心理専攻において，平成25年度のFDで検証したカリキュラム及び授業改善案に基づいて授業を実施し，さらに現場ニーズに見合った授業へと改善する。

【5】 本学独自の広域圏授業をはじめとするICT等を活用する教育方法を改善し，実践する。

○ 平成25年度の研究成果を基に，広域をカバーする双方向遠隔授業システムを含む学内L

ANを活用するための環境の充実を行う。

【5-2】東京学芸大学、愛知教育大学及び大阪教育大学との連携を推進し、全国の教員養成教育の諸課題に対応するための機構を設置し、その下に活動拠点としてのセンターを置き、全国の教員養成系大学・学部との交流の拠点とする。

○ 教員養成開発連携センターにおかれたIR部門、研修・交流支援部門、先導的実践プログラム部門の事業を拡充する。

【5-3】教員養成課程の学生に実践的な指導力を修得させるための授業を、第3期から開講するため、次の取組を第2期中に完成させる。

① 附属学校等の授業分析を不断に行う等の課題解決型の授業を設計・構築する。

② 附属学校・拠点校等で実践的な指導法や学校の課題を学び、大学において理論的・分析的な省察を行い、実践的な学士論文につながる「卒業前実践研究(仮称)」を設計・構築する。

○ 「卒業前実践研究(仮称)」を含む課題解決型授業の設計と開発に向けた検討を行う。

【5-4】第3期から教員養成課程の学生が、教育実習に必要な知識や技能を修得した上で教育実習に参加できるよう、「教育実習前知識・技能テスト(仮称)」を第2期中に完成させる。

○ 教育実習前に身につけておくべき知識・技能に関し、平成25年度のHATOプロジェクトにおけるIRに関する検討結果を基にアセスメントアンケートを試行する。

【6】質の高い入学学生を確保するために、現行入試制度全般を検証し、改善するとともに学部・大学院の課程・学科・専攻に即したきめ細かい入試広報を実施する。

○ 平成28年度入学試験実施に向け、新たな一般入試及び推薦入試の選抜方法等を検討する。

○ 安定的に入学学生を確保するため、入試説明会や高校訪問など過去の実施状況を勘案し、効果的な入試広報を展開する。

【7】エデュケーション・カフェや出前授業等を通じて中・高校生の教育・研究への関心を喚起するなど、キャリア教育を支援するため中・高等学校との連携を深める。

○ 本学の教育・研究への関心を喚起する取組を引き続き行い、効果を検証する。

【8】修士課程で秋季入学制度を導入し、大学院生の受入れに関して、現地での入学試験の体制、留学生が行うTA制度、日本語教育の体制を充実させるとともに、英語による授業・指導体制を導入する。

○ 秋季入学試験を引き続き継続し、新たな周知方法を検討する。

○ 留学生(大学院生)が必要としている論文の書き方に関する指導体制を整備する。

○ 新しい英語による授業のプログラム設計に着手する。

【8-2】北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。

○ 北海道地区の国立大学と連携し、入学前留学生教育を実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【9】課程・学科の人材養成の目的を達成するために、全学一体の教育組織の編制方針を定め、責任ある教育組織を構築する。

○ 「教員養成改革の基本方針」に基づき、キャンパス横断型の教員組織に向けた協力体制の編制方針を定める。

【9-2】教員養成課程は、小学校教員養成や特別支援教育などを目的としたプログラムの編成にあたり、教科やキャンパスを越えて協力し、教職、教科教育、教科専門が一体となった教

育体制を構築する。

○ 教員養成課程の共通プログラムを開発する。

【10】教育活動の評価の利用を含め、全教員による授業改善の実施体制を充実させ、教育の質の恒常的改善を行う。

○ 各教員がPDCAサイクルを意識した教育改善を行うための組織整備の検討を進める。

【10-2】教員養成を担う教員の専門性向上のため、附属学校等を活用したFDプログラムを開発する。

○ 附属学校等を活用した新任大学教員研修プログラムを試行すると共に、現職大学教員研修プログラムを作成する。

【11】ICTを活用できる環境及び自学・自習環境等、教育環境を整備する。

○ 平成25年度の自学・自習環境整備の基本的な考え方を基にして、整備に向けた提言を行う。

【12】学生の自学・自習を推進するため、図書館の蔵書・学習環境等を整備し、学習支援の場としての図書館を充実させる。

○ 策定した収書方針、除籍取扱要項に基づき蔵書を整備すると共に、現在進行している図書館設備、図書館スペースの改善について取り組む。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【13】電子ポートフォリオの活用を含め指導教員(アカデミック・アドバイザー)による学習支援体制を充実させる。

○ 電子ポートフォリオシステムを活用した指導教員等による教職実践演習の実施内容について点検を行う。

【14】授業料免除基準枠にとらわれず、必要に応じて学長裁量により、経済的理由から就学困難な学生を支援する。

○ 授業料免除に止まらない支援策について他大学の状況等を調査し、経済的理由により就学困難な学生に対する支援策のまとめを行う。

○ 東日本大震災の被災学生に対する経済的支援を継続的に実施する。

【15】課外活動等の学生の自主的な活動を支援する。

○ 課外活動などの学生の自主的な活動について、「平成24年度学生生活実態調査」の結果を踏まえた対応状況について、検証する。

○ 引き続き、「hue学生プロジェクト」を実施すると共に、改善すべき点について検討する。

【16】学生寮を整備し、管理運営体制を見直す。

○ 寮生活の更なる向上を図るため、学生寮改修後の現状について検証する。

【17】学生の生活上及び心身の健康上の問題の解決に向けて、学生相談体制を充実させるとともに、教育大学生としての倫理観、遵法精神、人権侵害及び薬物使用の防止等に関する教育・広報活動を徹底する。

○ 「倫理・人権」に関し、これまでの取組を総括する。

○ 平成25年度に学生相談体制の充実を目的とし、全学的な学生相談体制を組織化する方策を検討するため、本学の現状を調査、作成した案について検討を継続する。

【18】キャリア支援員による学生の就職支援や学生の就職意識向上のための施策を充実させ、指導教員(アカデミック・アドバイザー)による継続的な就職支援を行う。

- キャリア教育及び職業教育について、体系化された就職支援を検討する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

**【19】** 必要な資源を重点的に投入し、学校現場や地域の課題解決につながる研究プロジェクトを推進する。

- 研究プロジェクトを継続し、研究の進捗状況に基づいて成果を積極的に発信し、学校現場及び地域社会に還元する。

**【20】** 「へき地・小規模校教育」をはじめ、「食育」、「環境教育」、「特別支援教育」に関する研究を重点的に支援して、本学の特徴的な研究を創造する。

- 重点的に支援するプロジェクトの成果を学校現場及び地域社会に還元する。

**【21】** 小・中学校の理数科教育について、教育内容・方法を研究・開発し、その成果を現職教員研修など学校教育支援や国際協力に活かす。

- 理科及び算数(数学)の研究プロジェクトの推進を継続すると共に、学校現場・国際協力研修での取組の検証を行う。

**【22】** 研究成果の社会への還元のため、シンポジウム、研究成果報告会を積極的に開催するとともに、国際会議等の開催・出席に積極的に関わる。

- シンポジウム、教育実践交流会、MOB発表会について、ねらい、目的を見直すことを通して、内容、形態を整理し、研究成果の効果的な還元方法について再構築する。
- 国際会議や国際学会への出席を促し、研究プロジェクトの成果を発表すると共に、採択した研究プロジェクトの成果を本学のホームページを活用して広く発信する。

### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

**【23】** 学術研究推進室に、「研究支援コーディネータ(仮称)」を配置し、各種研究助成や研究動向に関わる情報、研究環境改善に資する情報等を専門的に収集して、本学の研究を推進する。

- 学外の説明会やセミナー等への参加、学内の教員との面談等により、研究環境改善に資する情報を収集し、具体的な改善策を立案・実行する。

**【24】** 学術研究推進室が中期計画に関わる研究チームを統轄し、研究費を戦略的に配分して研究を推進する。

- 研究費の戦略的な配分結果に基づく研究成果の検証に向けた取組を実施すると共に、学術研究推進経費の配分方法の見直しを行う。

**【25】** 研究専念制度の活用を促進するため、研究時間確保や研究費支援等の方策と併せて制度の見直しを行い、必要に応じて改善する。

- 本学の研究専念の状況及び他大学等の研究専念制度の調査結果を踏まえて、研究時間確保の方法を検討する。

**【26】** 研究の質の向上のため、研究活動の自己点検評価を実施し、評価結果を踏まえて研究活動の見直しを行う。

- 研究活動の自己点検評価指標(案)を基に、研究活動の自己点検評価の見直し案を作成し、新たな研究活動の在り方について検討する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

【27】「北海道地域教育連携推進協議会」を積極的に活用し、北海道の教育課題に、より具体的に・継続的に取り組み、その成果を普及させるとともに、各校長会・教育関係団体との連携を推進する。

○ 「北海道地域教育連携推進協議会」の各構成団体、校長会及び教育関係団体間におけるネットワークを通して連携を深め、学校や地域への教育的な還元と子どもが育つ環境の質の向上に取り組む。

【28】相互協力協定先や地域コンソーシアムとの活動を深め、学校支援・地域教育支援などの諸事業を展開し、社会貢献に関わる事業を体系化し、事業の成果を普及させる。

○ 北海道の教育課題に対応した、学力向上、地域のスポーツ・文化活動の振興に関する事業の一層の充実を図り、積極的に成果の情報提供を行うと共に、教育現場及び現職教員の資質能力の向上を支援する取組を推進する。

【29】教員免許状更新講習を積極的に実施するとともに、教育委員会や他大学と連携し、北海道の教員免許状更新講習の連絡・調整において、積極的な役割を果たす。

○ 受講者の利便性の向上を図るため、キャンパス外会場での講習及び札幌駅前サテライト会場での講習を継続して実施する。

○ 必修領域講習の内容の充実を図るため、必修領域共通テキストを点検した上で、改訂版を作成し、配布する。

【30】へき地・小規模校教育、食育、小学校外国語活動などの学校教育の諸課題について、教育委員会や教育研究所、学校と協働して北海道の実情に応じた実践的な取組を展開する。

○ へき地・小規模校教育、小学校外国語活動を対象とする取組について、教育委員会等と協力の上、連携を図ると共に、「小学校外国語活動」に携わる現職教員を支援する。

【31】地域の教育・文化の拠点として、公開講座や出前授業、講師派遣やボランティアの派遣などに積極的に取り組むとともに、北海道教育委員会主催事業等の地域ぐるみの教育活動に積極的に参画する。

○ 公開講座の実施や道民カレッジとの連携について、一層の推進を図ると共に、北海道、北海道教育委員会等が進める各種事業や学生ボランティアの派遣事業に積極的に協力、参画する。

#### (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

【32】「国際化推進基本計画」に基づき、留学生数を年間120人にすることを目指すとともに、学生の派遣、教育研究交流・国際会議を積極的に推進する。

○ 「国際化に向けてのアクションプラン(平成26年度～平成27年度)」に基づき、留学生の受入・派遣を推進するための事業を実施する。

○ 台湾・台北市立大学で開催予定の「第5回教育に関する環太平洋国際会議」に出席し、教育研究交流を図る。

【33】文部科学省・JICA・JICE等と協力して、理数科教育を中心に国際協力事業を推進する。

○ JICAと連携し、初等理数科教授法(A)(B)の受入研修及びJICA草の根技術協力事業を実施すると共に、本学学生も参加させる。

【34】海外研修など、教職員の英語力向上プロジェクトを推進する。

- 事務職員英語力向上プロジェクトに基づいた活動を行うと共に、成果・効果を踏まえ、必要に応じ、活動の見直しを検討する。
- 平成25年度教員海外英語研修の実施状況を検証の上、継続して研修を実施し、国際学会での発表促進等、教員の国際化を進める。

### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

**【35】** 理事、校長等による「附属学校運営会議」をより機能的にし、学長のリーダーシップによるマネジメント体制を一層推進する。

- 各地区における附属学校園正副校長と副学長(各校担当)が、情報共有を図り、大学と一体となった附属学校運営を推進する。

**【36】** 大学と附属学校の連携を強化し、新任大学教員の研修の義務化など、大学教員のFD活動の場として附属学校を積極的に活用したり、大学と附属学校とが連携して行う研究活動を継続的に推進して成果を教育現場に還元する。

- 平成25年度の研修報告及び学校第三者評価結果を検証し、附属学校における新任大学教員研修の全学共通プログラムの充実を図り、その成果と課題を全学で共有する。
- 大学との組織的連携のもとに、各地区附属学校園の特色を踏まえて、小中一貫教育を推進する。

**【37】** 教育実習、教科教育学等に関して大学と連携し、学生の実践的な学びの体系化を推進するとともに、学生の実践的な学びの場としての役割を積極的に果たす。

- 各附属学校園における教育実習の実態を把握し、学校第三者評価も踏まえ、教育改革室と連携して改善に努める。

**【38】** 国の拠点校として、先導的・実験的な教育・研究など国の教育政策を推進するとともに地域教育の「モデル校」として地域の教員の資質・能力の向上や教育活動の推進に寄与する。

- 研究開発指定校として、初年度の研究から明らかになった新たな課題に対応しつつ二年次の研究を実施し、その成果をフォーラム等において発信する。

**【39】** 国際交流・協力センターと協力して理数科を中心に国際協力事業を推進し、国際的に教育の向上に寄与する。

- 附属学校園として大学が受け入れる国際協力事業に対し積極的に協力し、問題点等の是正に努める。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

**【40】** 中長期的な見通しのもと「財政計画」を策定し、全学的視点に立ち、評価を踏まえた効果的・効率的な予算配分を実施する。

- 財政計画に基づき予算配分を行うと共に、今後は評価基準を設け、効果的・効率的な予算配分に向けて検討を行う。

**【41】** 学長裁量の教員枠を確保し、戦略的な教育研究に機動的に配置する。

- 「学長裁量枠のポイント制による管理方法等について」に基づく特任教員の採用計画を含めた全学の人事計画を策定の上、教員配置を行う。

**【41-2】** 学長のリーダーシップのもと、ガバナンス体制の総点検・見直しを行い、教育研究組織の再編成や学内資源の再配分等を戦略的・重点的に行うことで教育・研究・社会貢献の機

能強化を進める。

- 学長のリーダーシップを補佐する組織体制を検証し、課題の明確化と具体的方策について検討する。

【41-3】学長を補佐する副学長等の権限と責任を検証し、それらを明確にするとともに、選任方法の見直しを行う。

- 副学長等の権限と責任及び選任方法について検証し、課題の明確化と具体的方策について検討する。

【42】教育組織の編制方針を基本としつつ、効率的・機動的な視点を踏まえた「教員配置・採用方針」を策定し、全学一体の教員組織を再構築する。

- 「教員養成改革の基本方針」に基づき全学的な検討を進め、「教員配置・採用方針(仮)」の具体案を作成する。

【43】課程・学科について専攻・コースごとに教育成果を検証し、必要に応じて機動的な見直しを行う。

- 国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の運用を開始すると共に、教員組織の在り方について検討する。

【44】教員組織の再構築に合わせて、修士課程や専門職学位課程の専攻・専修・コースの在り方等の検討を行い、学校現場や社会状況、あるいは社会のニーズ等にも照らして、必要に応じた組織の見直しを行う。

- 教職大学院及び修士課程に係る方向性の検討を進め、今後の方針を定める。

【45】連合大学院への参画、共同大学院の可能性等の検討を行い、博士課程の設置を目指す。

- 大学院改革の進捗を踏まえ、博士課程設置に向けた課題の整理を行う。

【46】経営協議会外部委員の意見を汲み取る工夫をし、活性化に資する。

- 大学経営について、経営協議会学外委員への情報提供を更に高め、様々な案件に対する意見を聴取し、大学経営に活かせるよう取り組む。

【47】FD・SDを効果的に実施するためのアクションプランを策定し、組織的に能力開発に取り組む。

- 教員の能力開発について、組織的な取組の在り方を検討する。
- SDに係る基本方針に基づき、能力開発推進のための取組を行うと共に、事務職員の要望等を踏まえ、必要に応じ、新たな取組の検討を行う。

【48】人事評価システムについて、検討課題を実証的に確認し、給与に反映させるシステムとして充実させる。

- 教育研究活動の向上のため、平成25年度定めた取扱に基づき、必要に応じ、指導及び助言を実施する。

【48-2】教育研究力の向上・改善を図るため、教職としての専門性向上への寄与を重視し、一定期間毎に実施して、結果を処遇に反映させる新たな教員評価制度を第3期から実施するため、開発に取り組む。

- 新たな教員評価制度における評価体制等を検討する。

【49】国立大学協会が掲げる女性教員の割合20%を目指し、女性教員を着実に増加させることにより、男女共同参画を推進する。

- ポジティブ・アクションで示された推進方策に取り組むと共に、これまでの活動状況等を踏

まえ、必要に応じて、推進方策の見直し等を検討する。

## 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【50】事務処理の見直しに関する基本方針を策定し、合理化・効率化を推進する。

- 会議運営について、ペーパーレス会議システムを活用するなど、会議準備・進行等の効率化を図ると共に、「北海道教育大学事務系職員人事・業務改善等指針」に基づき、一層の事務効率化を推進する。

【51】学長直轄の監査室による計画的な業務及び会計に関する監査を実施する。

- 内部監査業務の充実を図るため、逐次、問題・課題点の整理、見直しについて検討する。

【51-2】北海道地区の国立大学と連携し、事務の効率化・合理化のための取組を行う。

- 北海道地区の国立大学で導入した、統一的な安否確認システム及び旅費システムの全学的な運用を推進する。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【52】科学研究費補助金の申請率100%を目指し、採択件数を増加させるとともに、GP、受託・共同研究、公募型助成金等外部資金の増加に向けて取り組む。

- 研究動向に基づき科研費申請に向けた計画的準備を促すと共に、外部資金獲得増加策に計画的に取り組む。

【53】「北海道教育大学教育支援基金」(平成18年から平成23年までの5年計画で1億円を目標)の募金活動を、同窓会及び商工会議所等の支援を受けて継続して行う。平成24年度以降は基金の在り方を含めて抜本的な見直しを図る。

- 様々な機会を通して、企業、同窓会等に対する募金活動を実施すると共に、教職員に対し寄附を積極的に働きかける。

### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【54】「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

- 年度計画なし。

【55】管理的経費に関し不断の見直しを行い、経費の削減を実現する。

- 道内他大学と合意した共同事務処理を実施し、引き続き調達コストを低減する方向で協議を行うと共に、他の管理的経費の削減についても検討を行う。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【56】施設・設備の使用状況を点検・評価し、必要かつ計画的な整備を実施して資産を有効活用する。

- 「施設維持管理マニュアル」による施設等の点検・評価を行い、要修繕箇所については計画的に修繕を実施すると共に、大学の施設等の有効活用を図る方策を改めて検討する。
- 平成23年度に策定した「物品の共同利用に関する指針」に基づき、引き続き物品の共同



利用を実施する。

#### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【57】評価体制の整備を行い、評価に関する広報を充実させ、評価を大学諸活動と一体的で必然的な活動として実現する。

- 大学計画評価室に関わる規定を定め、それと整合するように「点検評価規則」の改正を進めると共に、平成25年度に実施した教職員に対するアンケートの結果に基づき、評価情報提供の在り方を見直す。

【58】自己評価・外部評価及び認証評価を実施・受審し、大学運営の改善に資する。

- 自己評価の「基本項目」からテーマを選び、自己評価を実施すると共に、その内容を活用しつつ、平成27年度の認証評価受審に向けた準備を進める。

##### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【59】全学的な広報体制を再構築し、全学内で情報を共有する広報を推進し、大学運営に資する。

- 全学広報を推進するため、広報企画室の役割を見直すと共に、必要な規則等の見直しについても検証を行う。

【60】情報公開・情報発信体制を充実させ、社会への説明責任を果たすとともに、大学のブランド力を高める企画を推進して、地域における存在意義を高める措置を講ずる。

- 学科の広報PRを更に高める工夫を行うと共に、教員養成改革を踏まえた大学全体の情報発信の整備・推進に取り組む。

#### V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【61】「北海道教育大学における地球温暖化対策に関する実施計画」に基づき、環境負荷低減を推進する。

- 「北海道教育大学における地球温暖化対策に関する実施計画」の行動計画を策定し、環境負荷低減策を推進する。

【62】学生・教職員が快適に生活できるようにキャンパス環境を向上させるため、学生・教職員が協働して構内美化を進めるとともに、施設の整備を推進する。

- 構内美化改善のための景観整備等を進めると共に、次期「キャンパスマスタープラン」の検討を行う。

##### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【63】「危機管理は日常から」を踏まえ、安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指し、危機管理体制を充実させる。

- 「大震災対応マニュアル」を基に策定した具体的行動計画の点検と定期的な訓練について取り組む。
- 「危機管理ガイドライン」及び大学の個別マニュアルの点検・整備を継続して行うと共に、危機管理の当事者意識を高めるための講習会を実施し、キャンパス環境の充実を図る。

**【64】** 人権侵害防止に取り組み、教職員の行動規範を周知徹底するとともに、メンタルケアを含む安全衛生管理を強化する。

- 相談活動及び行動規範に関する周知・啓発を引き続き実施すると共に、必要に応じ、人権侵害防止に資するよう課題等を整理する。
- 教職員のメンタルケアへの支援の充実を含め、各キャンパス毎に安全衛生管理の問題点、課題等について定期的な確認を行い、適切に対応する。

**【65】** 情報セキュリティ基盤を定期的、段階的に見直し、情報の安全性に対する新たな脅威に常に対応できる情報セキュリティ体制を整えるとともに、情報セキュリティに関する新たな教育プログラムを整備して利用者教育を実施する。

- 平成25年度に点検・見直しを実施した情報セキュリティ基盤整備計画及び情報セキュリティに係る利用者教育計画等に基づく施策を実施する。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

**【66】** 監査機能の強化並びに公益通報者保護規則の周知徹底に取り組む。

- 各監査業務等を通して各組織におけるコンプライアンスの確立状況を検証し、新たな法令遵守体制の確立が必要かを検討すると共に、必要に応じ、公益通報に係る周知方法の拡充を検討する。

## VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### (1) 短期借入金の限度額

18億円

### (2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し, または担保に供する計画

計画の予定なし。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は, 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・(旭川北門町)総合研究棟改修(教育科学系) ・耐震対策事業 ・耐震対策事業(特会) ・小規模改修	総額 1,878	・施設整備費補助金 (1,834) ・国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (44)

### 2 人事に関する計画

- 「学長裁量枠のポイント制による管理方法等について」に基づく特任教員の採用計画を含めた全学の人事計画を策定の上、教員配置を行う。
- 「教員養成改革の基本方針」に基づき全学的な検討を進め、「教員配置・採用方針(仮)」の具体案を作成する。
- 教員の能力開発について、組織的な取組の在り方を検討する。
- SDに係る基本方針に基づき、能力開発推進のための取組を行うと共に、事務職員の要望等を踏まえ、必要に応じ、新たな取組の検討を行う。
- 教育研究活動の向上のため、平成25年度定めた取扱に基づき、必要に応じ、指導及び助言を実施する。
- 新たな教員評価制度における評価体制等を検討する。
- ポジティブ・アクションで示された推進方策に取り組むと共に、これまでの活動状況等を踏まえ、必要に応じて、推進方策の見直し等を検討する。

(参考1)平成26年度の常勤職員数 805人

また、任期付職員数の見込みを 33人とする。

(参考2)平成26年度の人件費総額見込み 7,181百万円(退職手当は除く)

(別紙)

- 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

- 学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算 (人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成26年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	6, 791
施設整備費補助金	1, 834
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	1, 429
国立大学財務・経営センター施設費交付金	44
自己収入	3, 300
授業料、入学金及び検定料収入	3, 161
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	139
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	85
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	242
計	13, 725
支 出	
業務費	10, 333
教育研究経費	10, 333
診療経費	0
施設整備費	1, 878
船舶建造費	0
補助金等	1, 429
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	85
貸付金	0
長期借入金償還金	0
計	13, 725

[人件費の見積り]

期間中総額7, 181百万円を支出する(退職手当は除く)。

注1) 「運営費交付金」のうち、平成26年度当初予算額6, 503百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額288百万円

注2) 「施設整備費補助金」のうち、前年度よりの繰越額1, 834百万円

## 2. 収支計画

### 平成26年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,224
経常費用	11,224
業務費	10,655
教育研究経費	2,731
診療経費	0
受託研究費等	26
役員人件費	83
教員人件費	6,031
職員人件費	1,784
一般管理費	269
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	300
臨時損失	0
収入の部	11,224
経常収益	11,224
運営費交付金収益	6,791
授業料収益	2,335
入学金収益	400
検定料収益	87
附属病院収益	0
受託研究等収益	26
補助金等収益	1,115
寄附金収益	59
財務収益	0
雑益	139
資産見返運営費交付金等戻入	220
資産見返補助金等戻入	11
資産見返寄附金戻入	23
資産見返物品受贈額戻入	18
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

### 3. 資金計画

#### 平成26年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	13,861
業務活動による支出	10,991
投資活動による支出	2,733
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	137
資金収入	13,861
業務活動による収入	11,316
運営費交付金による収入	6,503
授業料・入学金及び検定料による収入	3,161
附属病院収入	0
受託研究等収入	26
補助金等収入	1,429
寄附金収入	59
その他の収入	138
投資活動による収入	1,878
施設費による収入	1,878
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	667

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

教育学部	教員養成課程 720人 （うち教員養成に係る分野 720人） 国際地域学科 285人 芸術・スポーツ文化学科 180人  （改組前の課程） 教員養成課程 2,100人 （うち教員養成に係る分野 2,100人） 人間地域科学課程 990人 芸術課程 360人 スポーツ教育課程 180人
教育学研究科	学校教育専攻 48人 （うち修士課程 48人） 教科教育専攻 192人 （うち修士課程 192人） 養護教育専攻 12人 （うち修士課程 12人） 学校臨床心理専攻 18人 （うち修士課程 18人） 高度教職実践専攻 90人 （うち専門職学位課程 90人）
養護教諭特別別科	40人
附属札幌小学校	474人 学級数 15
附属函館小学校	450人 学級数 12
附属旭川小学校	450人 学級数 12
附属釧路小学校	450人 学級数 12
附属札幌中学校	369人 学級数 12
附属函館中学校	345人 学級数 9
附属旭川中学校	345人 学級数 9
附属釧路中学校	345人 学級数 9
附属特別支援学校小学部	18人 学級数 3
附属特別支援学校中学部	18人 学級数 3
附属特別支援学校高等部	24人 学級数 3
附属函館幼稚園	90人 学級数 3
附属旭川幼稚園	90人 学級数 3